

# 川崎市一般廃棄物処理基本計画における第2期行動計画の策定の考え方について(答申) 【概要】 ①

## 1 基本計画の概要

- **基本理念** 地球環境にやさしい持続可能なまちの実現をめざして
- **基本方針** ①社会状況の変化等に的確に対応し、限りなくごみをつくらない社会を実現する  
②市民・事業者・行政の協働により“エコ暮らし”を实践し、さらに3Rを推進する  
③安心して健康に暮らせる快適な生活環境を守る
- **計画期間 (H28~H37)**  
基本計画の実効性を確保するため、2年~4年間を計画期間とした行動計画を定める。
 

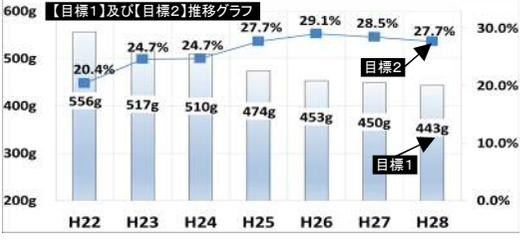
年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
計画期間	1期		2期				3期			
- **基本計画目標**

目標①	1人1日あたりのごみ排出量を10%削減	(H26) 998g ⇒ (H37) 898g
目標②	年間のごみ焼却量を4万t削減	(H26) 37万t ⇒ (H37) 33万t

## 2 第1期行動計画(H28~H29)の概要

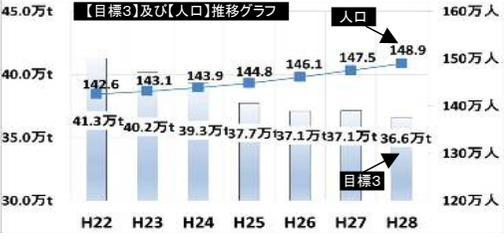
- (1) **第1期目標**  
市民が毎日の生活の中で取組効果がより実感できる観点から、3つの行動計画目標を設定
- |     |                     |                         |
|-----|---------------------|-------------------------|
| 目標1 | 1人1日あたりのごみ排出量を15g削減 | (H26) 453g ⇒ (H29) 438g |
| 目標2 | 家庭系の資源化率30%         | (H26) 29% ⇒ (H29) 30%   |
| 目標3 | 年間のごみ焼却量を1万t削減      | (H26) 37万t ⇒ (H29) 36万t |
- ※ ごみ全体のうち家庭から週2回排出する普通ごみの量
- (2) **主な取組内容**
- 基本施策1: 『環境市民』をめざした取組  
ごみゼロカフェの開催、ふれあい出張講座・出前ごみスクールの開催 など
  - 基本施策2: ごみの減量化・資源化に向けた取組  
廃棄物減量指導員等による排出指導、事業系一般廃棄物処理手数料の改定 など
  - 基本施策3: 廃棄物処理体制の確立に向けた取組  
橋処理センターの解体工事着手、堤根処理センター建替の基本構想の策定 など
  - 基本施策4: 健康的で快適な生活環境づくりの取組  
ごみゼロキャンペーンの実施、ふれあい収集の実施 など
  - 基本施策5: 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組  
処理センターにおける廃棄物発電の実施・自己託送制度の活用 など

### (3) 第1期目標の進捗状況



**第1期 目標1 (1人1日あたりのごみ排出量)**  
・目標達成に向け順調に推移

**第1期 目標2 (家庭系の資源化率)**  
・ペーパーレス化等により資源化率が減少傾向



**第1期 目標3 (ごみ焼却量)**  
・目標達成に向け順調に推移

※人口動向…想定を上回る人口増加が続いており、平成29年5月には新たな人口推計を公表

## 3 第2期行動計画(H30~H33)策定の背景及び課題

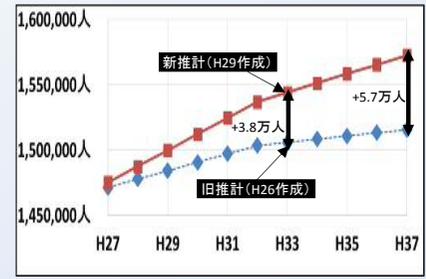
- (1) **第2期行動計画策定の背景**
- ア さらなるごみの減量化・資源化**
    - 第1期行動計画では、目標1(ごみ排出量)・目標3(ごみ焼却量)は順調に推移していたが、想定を上回る人口増加によるごみ焼却量への影響が考えられ、第2期行動計画ではこれまで以上にごみ減量化・資源化の取組の推進が必要
    - 近年では目標2(資源化率)が減少傾向にあり、第2期行動計画では資源物の分別率向上に向けた取組の推進が必要
  - イ 社会状況の変化**
    - 超高齢社会の到来や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴い多様化する市民ニーズに対しても取り組んでいく必要性が高まっている
    - 計画期間内に開催される東京オリンピック・パラリンピックを活用した環境意識の向上に向けた仕掛けづくりなど、時代を捉えた施策展開を行っていく必要がある
- (2) **第2期行動計画の検討課題**  
第2期行動計画の策定に当たっては、ごみの減量化・資源化に係る課題や社会状況の変化を捉え、次の7項目を検討課題とする。

① 家庭系ごみの減量化・資源化	⑤ 災害対策
② 事業系ごみの減量化・資源化	⑥ 地域美化・生活環境の保全
③ 食品ロス対策	⑦ 効果的・効率的な処理体制の構築
④ 超高齢社会への対応	

### 重要な視点

- ◆ **想定を上回る人口増加の影響に対するさらなる取組推進の必要性**  
本市では、想定を上回る人口増加が続いており、平成29年5月に新たな将来人口推計を公表。基本計画の目標の達成に向けては、想定を上回る人口増加によるごみ焼却量への影響(H33時点で約6,000t増加)を、市民一人ひとりの取組によって抑えていく必要がある。

項目	H33 (第2期最終年度)	H37 (第3期最終年度)
① 旧将来人口推計に基づく試算 (H26.8公表)	1,505,940人	1,515,700人
② 新将来人口推計に基づく試算 (H29.5公表)	1,544,140人	1,572,700人
差(①新将来推計値-②旧将来推計値)	38,200人	57,000人
人口増加によるごみ焼却量の影響	+約6,000t	+約8,200t



- ◆ **資源化率のさらなる向上に向けた取組の必要性**  
ミックスペーパー・プラスチック製容器包装は、分別が十分にされていない状況であり、分別の徹底に向けた取組を推進していく必要がある。

ミックスペーパー分別率 <b>35%~40%</b>	プラスチック製容器包装分別率 <b>35%~40%</b>
※ 缶・ペットボトル・びんの分別率は90%~95%程度	

4 第2期行動計画の目標及び指標の設定

(1) 計画期間  
平成30年度～平成33年度（4年間）

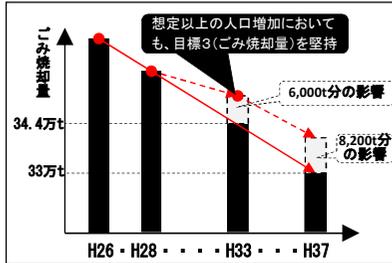
(2) 目標設定及び設定の考え方  
基本計画の中間期となる第2期行動計画の目標値（H33）は、基本計画の目標値（H37）の達成を目指して設定する。

■ 目標（～H33）

目標1	1人1日あたりの普通ごみ排出量を36g削減	(H28) 443g	⇒	(H33) 407g
目標2	家庭系の資源化率32%	(H28) 28%	⇒	(H33) 32%
目標3	年間のごみ焼却量を2.2万t削減	(H28) 36.6万t	⇒	(H33) 34.4万t

■ 目標設定の考え方

- 基本計画開始から2年目であり、各施策の取組をまさに進めているところであることから、今回は人口増加の中にあっても基本計画の目標の見直しは行わない。
- 基本計画の着実な目標達成に向け、目標3（ごみ焼却量）を34.4万tとする。
- 目標3（ごみ焼却量）の達成に向け、人口増加により影響するごみ焼却量（約6,000t分）をさらに削減するため、目標1（ごみの発生抑制）及び目標2（資源化）のさらなる推進を実施



項目	H33予測値 (旧将来人口推計)	H33目標値 (新将来人口推計)
【目標3】 ごみ焼却量	34.4万t (2.2万t削減)	同左
【目標1】1人1日あたり 普通ごみ排出量	417.3g (26g削減)	406.9g (36g削減)
【目標2】 家庭系資源化率	31.9% (4.2%向上)	32.4% (4.7%向上)

(3) 社会状況の変化に即した指標の設定

超高齢社会の到来や大規模災害への対応など、社会状況の変化に伴う市民ニーズはますます多様化・複雑化しており、目標値では評価できない施策の重要性が増大  
第2期行動計画では、ごみの減量化・資源化を促進するための目標値に加え、市民サービスの質をさらに向上するための指標を設定

指標の評価方法

目標値では評価できない廃棄物行政を取り巻く諸課題へ対応する施策ごとに、目指すべき到達点（定性的指標）を設定し、取組状況について、PDCAサイクルの考え方に基づき、毎年度、管理・評価を行い、公表する。

【目標値に対応する施策例】	【双方に共通する施策例】	【指標への対応施策例】
家庭系ごみの減量化・資源化に係る施策 事業系ごみの減量化・資源化に係る施策 等	情報共有の推進に係る施策 環境教育・環境学習の推進に係る施策 等	超高齢社会への対応に係る施策 災害への対応に係る施策 行政サービスのさらなる展開に係る施策 等

目標値による評価

【目標1：家庭系普通ごみ排出量】、【目標2：家庭系資源化率】、【目標3：ごみ焼却量】

指標による評価

5 目標の達成と指標の向上に向けた新たな取組

第2期行動計画では、150万『環境市民』と事業者・行政が協働して、『エコ暮らし』のさらなる浸透を図ること、目標の達成及び指標の向上を目指す。

(1) 目標の達成に向けた取組

■ 想定を上回る人口増加への対応

- a 150万『環境市民』に向けた分別・減量化意識の向上  
ミックスペーパー・プラスチック製容器包装について、分別が十分にされていない状況にあり、分別率の向上に向け、150万人を超える多様な市民に対し、若年層・高齢者・外国人など対象ごとに効果的な広報を実施し、市民一人ひとりの分別・減量化意識の醸成を図る。
- b 市内転入者に向けた分別ルールの周知  
全国的に人口が減少している状況の中、本市では人口増加が進んでおり、年間約10万人の市内転入者に向け、廃棄物減量指導員や区役所などと連携し、ごみ排出・分別ルールの周知徹底を図る。特に、啓発効果の高い新規大規模集合住宅に対し、分別ルールの普及啓発を重点的に行う。

■ 時代を捉えた取組の推進

- c 世界が約束した（SDGs）食品ロス対策  
持続可能な開発目標（SDGs）では、2030年までに世界全体の一人あたりの食品廃棄の半減や、3Rによる廃棄物の大幅削減が掲げられており、本市においても、当該目標の趣旨を捉え、新たな食品ロス対策手法を検討する。さらに、外食産業と連携した食品ロス削減の取組の充実を図る。
- d 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした小型家電リサイクル推進など拠点回収等の拡充  
東京オリンピック・パラリンピックの国民参画型プロジェクト「都市鉱山から作る！みんなのメダルプロジェクト」の展開による関心の高まりを踏まえ、小型家電リサイクルの推進など、拠点回収等の拡充を図る。

(2) 指標の向上に向けた取組

◆ 超高齢社会への対応

- e 地域包括ケアシステムとの連携による取組の推進  
超高齢社会の到来を見据えて、自ら一定の場所までごみを持ち出すことのできない高齢者や障がい者の方を対象に玄関先などまでごみを取りにいく「ふれあい収集」などの取組の強化を図る。  
さらに、日々のごみ収集を通じた「みまもり」など、区役所や地域との連携強化を図り、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを進める。

◆ 災害への対応

- f 災害に対する平時からの対策の推進  
災害発生時においても、安全・安心な廃棄物処理体制を確保するとともに、通常の体制でのごみ収集が行えないことが想定される災害時における家庭でのごみ分別排出方法の検討を行い、災害時の分別方法などをわかりやすくまとめ、平常時から市民等に周知することで、日頃の防災に対する備えや意識の向上を図る。

◆ 行政サービスのさらなる展開

- g 一時多量ごみや有害廃棄物・処理困難物の適正処理の推進  
超高齢社会の到来など社会状況の変化からニーズが高まっている「遺品整理や引越しなどに伴う一時多量ごみ」や、市民が自宅で保管している「有害廃棄物・処理困難物」などについて、迅速に対応する適正な回収ルートの構築を図る。
- h 『エコ暮らし』や川崎のクリーンな街並みの世界への発信  
東京オリンピック・パラリンピックを契機として、「エコ暮らし」なライフスタイルをイベントなども活用して情報発信を行うとともに、市民・事業者の環境意識の高まりを目指す。  
さらに、世界に向けて川崎のクリーンな街並みを発信するため、まちの美化向上に向け、ICTの活用や幅広い地域活動団体との連携とともに、ごみの散乱防止に向けた手法や周辺住民と連携した取組の強化なども検討し、ごみのない美しいまちの実現を目指す。

6 第2期行動計画の体系

● 具体的施策 66施策 (うち 重点施策 32施策 ・ エコ施策 36施策)  
 ・ 重点施策 基本方針をより明確化し、近年の動向を踏まえて「エコ暮らし」や安定的な廃棄物処理を推進していくために効果の大きな施策  
 ・ エコ施策 特に「エコ暮らし」なライフスタイルへの転換につながる施策  
 ・ 新たな取組 第2期行動計画に位置付ける「目標」の達成及び「指標」の向上に向けた新たな施策

基本施策 (基本計画)		具体的施策 (第2期行動計画)	新たな取組	重点	エコ	
I 「環境市民」をめざした取組	(1) 環境教育・環境学習の推進	① 幼児・低年齢層への普及促進		●	●	
		② 若年層や高齢者、外国人等への普及促進		●	●	
		③ 市民への普及促進		●	●	
		④ 普及啓発拠点を活用した啓発活動の充実			●	
		⑤ イベント等での啓発活動の充実			●	
		⑥ 市内転入者への普及促進	●	●	●	
	(2) 情報共有の推進	① 多様な媒体を活用した情報提供			●	
		② 資源物とごみの分け方・出し方の効果的な情報提供			●	
		③ 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及と指標の見直し		●	●	
		④ 災害発生時の分別方法の周知	●	●		
	(3) 市民参加の促進	① 廃棄物減量指導員等との連携強化			●	●
		② 地域環境リーダーの育成				●
		③ ごみゼロカフェなど市民参加の取組の推進	●	●	●	
		④ 環境パートナーシップかわさきの推進			●	
		⑤ 環境功労者の表彰				●
II ごみの減量化・資源化に向けた取組	(1) 家庭系ごみの減量化・資源化	① ごみ排出ルールの周知徹底	●	●	●	
		② 製品の適正包装の推進			●	
		③ 拠点回収・店頭回収	●	●	●	
		④ 資源集団回収事業の充実	●	●	●	
		⑤ 衣料品リサイクルに係る取組の強化		●	●	
	(2) 事業系ごみの減量化・資源化	① 3Rに取り組む店舗等に係る認定制度の普及			●	
		② 事業系ごみの減量化等に向けた広報の充実と指導の徹底			●	
		③ 事業系資源物のリサイクルルートの拡充	●	●	●	
	(3) 市の率先したごみの減量化・資源化	① 市庁舎等におけるごみ減量化運動の推進			●	
		② グリーン購入の促進			●	
	(4) 生ごみの減量化・資源化	① エコ・クッキング講習会の開催			●	
		② 3きり運動の推進		●	●	
		③ 生ごみの減量化・リサイクルに係る助成制度の充実			●	
		④ 生ごみの減量化・リサイクルに係る取組の推進	●	●	●	
		⑤ 公共施設等における生ごみリサイクルの推進			●	
⑥ 学校給食における生ごみリサイクルの推進				●		
⑦ 食品ロス対策等の推進		●	●	●		

基本施策 (基本計画)		具体的施策 (第2期行動計画)	新たな取組	重点	エコ	
III 廃棄物処理体制の確立に向けた取組	(1) 安全・安心な処理体制の確立	① 廃棄物処理技術の研究と技能の継承				
		② ごみ焼却灰(埋立灰)及び埋立処分場の適切な管理				
		③ 有害廃棄物・処理困難物への取組	●	●		
		④ 廃棄物処理施設等の補修・整備				
		⑤ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確保	●	●		
	(2) 3処理センター体制の安定的な運営	① 安定的な処理体制の運営			●	
		② 橋処理センターの建替			●	
		③ 堤根処理センターの建替			●	
		④ 資源化処理施設等の整備等方針の検討				
(3) 効果的・効率的な処理体制の構築	① 計画のフォローアップ					
	② 効果的な経済手法の研究					
	③ 民間活力の導入を含めた公共と民間の役割分担の検討			●		
	④ 生活環境事業所のあり方の検討			●		
IV 健康的で快適な生活環境づくりの取組	(1) まちの美化促進	① 集積所周辺等の環境美化	●	●	●	
		② 各種普及啓発キャンペーンの実施	●	●	●	
	(2) 市民ニーズに対応した取組の推進	① ごみ相談窓口の充実			●	●
		② ふれあい収集の推進	●	●		
		③ 市民ニーズに対応したごみ収集			●	
	(3) 不適正排出対策等の取組	④ 一時多量ごみへの対応	●	●		
		① 不法投棄対策の実施				
		② 不適正排出指導等の徹底			●	
		③ 資源物の持ち去り対策の検討				
V 低炭素社会・自然共生社会をめざした取組	(1) エネルギー資源の効果的な活用	④ 搬入禁止物の混入防止			●	
		① ごみ発電事業等の余熱利用の推進			●	
		② 廃棄物発電の新たな活用法の検討			●	
	(2) 低炭素・自然共生をめざした資源の有効利用	③ バイオマス資源の利用促進に向けた調査・研究				
		① 様々な地域活動団体等と連携した取組の推進			●	
		②～⑧再掲【Ⅱ(4)③、Ⅱ(4)④、Ⅱ(4)⑤、Ⅱ(4)⑥、Ⅱ(4)⑦Ⅲ(2)②、Ⅲ(2)③】				
	(3) 環境に配慮した処理体制の構築	① 環境にやさしい輸送システムの構築				
		② 環境マネジメントシステムを活用した処理センターの運営				
		③ 埋立処分場延命化の研究				
(4) 蓄積された環境技術等を活かした取組	① 環境に配慮した製品の開発促進に向けた環境づくり					
	② 環境産業との連携					
	③ 国際貢献の推進					
	④ 低CO2川崎ブランドの推進			●		